こんな事故が対象となります！

事故には、くれぐれも注意しましょう。

※加入者が交通事故で負傷（ケガを）して治療を受けた場合、請求により見舞金を支給します。

もし交通事故にあったら必ず警察へ届けましょう。

町村住民の助け合いで万一に備えましょう。

自転車・バイクなどの単独事故も人身事故として警察へ届けましょう。

「交通災害共済」は、わずかな掛金で、
会員相互の助け合いによって、見舞金をおくる共済事業です。

個人情報の管理　交通災害共済加入者の個人情報は、見舞金請求に対する共済金の支払いのほか、支払いのための調査、共済事業の充実などに必要な範囲でのみ利用させていただきます。

沖縄県市町村総合事務組合／那覇市旭町116番地37（自治会館5階）

交通災害共済のしおり

家族そろって加入しましょう！

各町村役場・沖縄県市町村総合事務組合

交通災害共済

共済期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

※令和8年2月1日から受け付けます！

詳しくは、お住まいの町村役場へお問い合わせください。

はじめに

沖縄県市町村総合事務組合は、沖縄県内の全町村の住民を対象として「交通災害共済」を実施しています。

この共済は、今日、交通戦争という言葉がつかわれるほど数多くの交通事故が起こっており、このため交通事故による死傷者が激増していることから、被災者の窮状を救い、経済的損失を軽減するため、加入者１人１人が相互扶助協力の精神に基づき、見舞金を支給する制度です。

どうか、この趣旨にご賛同いただき、ぜひご加入して下さるようお願いします。

この制度のあらまし

□会員の資格は

県内町村に住民登録している方、または外国人登録をしている方は、年齢に関係なく誰でも加入できます。また、修学のため、一時的に他市町村へ転出されている方も、加入することができます。

□共済掛金は

加入者１人につき年額500円です。

※納められた掛金は、返還できませんので、ご了承下さい。

□共済期間は

毎年４月１日から翌年３月31日までとします。ただし、４月１日以降に加入される方は、各役場で加入申込書が受理された日の翌日から、共済期間満了の日（３月31日）までとします。

□見舞金が支給される交通事故とは

①日本国内で一般自動車道、国道、県道、市町村道など、一般の人や車などが自由に往来することができる場所での交通事故です。

②自動車、原動機付自転車、軽車両、トロリーバス、汽車、電車、気動車、モノレール、船舶（交通の用に供する小型船舶を含む）及び航空機などに乗っていて衝突したり、転落した場合や、これらの乗り物にはねられたり、ひかれたりした場合に支給されます。

□見舞金が支給されない交通事故とは

●次の交通事故の場合は、見舞金の支払いはいたしません。

①自殺行為による交通事故
②無免許運転による交通事故
③酒気帯び運転による交通事故
④著しく速度制限に違反した運転（25キロ以上オーバー）
⑤天災などが原因で起きた事故
⑥一般の人が立ち入ることができない作業場、鉄道または軌道の線路内で起きた交通事故
⑦虚偽の請求によるもの
⑧トラクター、耕運機、ブルドーザーなどで作業中に起きた事故
⑨小児用の自転車（三輪車など）による事故

□見舞金の全部または一部を支給制限される交通事故とは

●次の事故の場合は、見舞金の全部または一部を支給制限されることがあります。

①正当な理由なく傷害の治療に関する医師の指示に従わなかったとき。
②不正に見舞金の支払いを受けようとしたとき。
③故意または重大な過失による交通事故。
④窃盗または無断で他人の車を運転して事故を起こしたとき。
⑤無免許運転と知りながら同乗し、交通災害を受けたとき。
⑥通行禁止制限違反をして交通事故を起こし、交通災害を受けたとき。
⑦信号を無視して交通事故を起こし、交通災害を受けたとき。
⑧追い越し不敵により交通事故を起こし、交通災害を受けたとき。
⑨無謀運転により交通事故を起こし、交通災害を受けたとき。
⑩組合長が見舞金の支払いを著しく不適当と認めたとき。

□見舞金の請求期限は

●見舞金の請求期限は、事故発生の日から１年以内です。１年以上経ってから請求されても見舞金はお支払いいたしません。

●見舞金の支払いを受けられた方で、その後、当該事故による災害の程度が加重して、上位の等級に移行し、その差額を請求する場合は、事故発生日から２年以内とします。

手続きの方法

□加入申込の方法

①加入申込は、１人１口に限ります。

②各世帯毎に配布された加入申込書に、掛金を添えて各町村役場担当窓口へお申し込み下さい。ただし加入申込期間中（２月１日から３月31日まで）は、自治会でも受付けております。

□見舞金の請求方法は

①交通事故にあった場合、本人または加入申込者が災害見舞金請求書に次の書類を添えて役場へ提出して下さい。

ア. 自動車安全運転センターまたは警察署などの発行する交通事故証明書。
イ. 治療実日数を明示した医師の診断書（死亡の場合は死亡診断書または死体検案書）。
ウ. 死亡の場合は戸籍謄本など遺族と加入者との関係を証明する書類。

②交通事故にあったら、まず役場にお問い合わせ下さい。

□見舞金の額

１級	死　亡	150万円
２級	自動車損害賠償保障法施行令別表第１級各号に掲げる傷害を受けた場合	80万円
３級	医師の治療実日数　121日以上の傷害を受けた場合	30万円
４級	医師の治療実日数　61日以上121日未満の傷害を受けた場合	20万円
５級	医師の治療実日数　21日以上　61日未満の傷害を受けた場合	10万円
６級	医師の治療実日数　5日以上　21日未満の傷害を受けた場合	5万円
７級	医師の治療実日数　3日以上　5日未満の傷害を受けた場合	3万円
８級	医師の治療実日数　1日以上　3日未満の傷害を受けた場合	1万円
９級	医師の治療実日数　1日以上の傷害で事故証明がない場合	5千円